

第2次山梨県廃棄物総合計画の策定経緯について

○平成18年2月に策定した「山梨県廃棄物総合計画」について見直しを行い、引き続き、循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とした「第2次山梨県廃棄物総合計画」の策定を予定

○策定経過

- ・平成22年9月 第1回廃棄物部会において、山梨県の廃棄物に係る現状と課題等について検討
- ・平成22年12月 第2回廃棄物部会において、計画の目標設定、各主体の役割や取り組むべき事項、廃棄物の発生抑制等を推進するための事項等について検討
- ・平成23年3月 第3回廃棄物部会において、第2次山梨県廃棄物総合計画（素案）について検討
- ・平成23年4月～5月 第2次山梨県廃棄物総合計画（素案）について、パブリックコメントを実施
併せて、市町村等へ意見照会を実施
（平成23年4月28日～5月27日）

○今後の予定

- ・平成23年7月11日 平成23年度第1回廃棄物部会 審議
- ・平成23年7月28日 第31回山梨県環境保全審議会 審議
- ・平成23年8月 県において決定後、公表

県民意見提出制度の実施状況

平成23年7月
環境整備課

1 意見募集期間

平成23年4月28日から平成23年5月27日まで

2 意見の提出者数及び意見件数

区分	人数	意見件数
郵送	1人	2件
FAX		
電子メール	1人	1件
その他		
計	2人	3件

3 提出された意見の内容とそれに対する県の考え方（対応方針案）

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（案）
1	明野最終処分場（山梨県環境整備センター）について	明野処分場閉鎖に賛成し次の2件の提案をします。 ①東日本大震災に伴うガレキの受入れと埋立後の太陽光発電施設の整備を行ったらどうか。 ②ガレキの埋立が不可能であれば、県営射撃場を造設したらどうか。	1	この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する法定計画として、県において廃棄物の排出量や再生利用等の数値目標を掲げ、こうした目標を達成していくため、各主体が取り組むべき具体的な行動目標を定め、廃棄物等の発生抑制などに向けた取組を強化していくこととし、廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。いただいたご意見は本計画の施策の体系外になりますが、今後、施策検討の参考意見とさせていただきます。
2	第7章 第2 廃棄物の発生抑制等のための県施策 不法投棄対策	県民のモラル向上についての行政の指針をお聞かせ願いたい。	1	不法投棄防止のための一斉パトロールやキャンペーン等による啓発活動を実施するほか、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理を推進する取組の中で、県民のモラル向上を図っていきます。 また、不法投棄の行為者等が判明する場合は、市町村、警察と連携して、厳正に対応することで、その波及効果（一罰百戒）により県民のモラル向上を図っていきます。

3	<p>第5章 第1 計画の基本 方針</p>	<p>容器包装リサイクル法は、多くの課題を抱えたままの成立となり、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。</p> <p>根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっており、一日も早く持続可能な社会へ転換を図る必要があります。</p> <p>山梨県より国に対して、容器包装リサイクル法を改正し、抜本的な発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める活動の展開を基本方針に組み入れて頂きたい。</p>	<p>1</p> <p>本計画の趣旨は、県において廃棄物の排出量や再生利用等の数値目標を掲げ、こうした目標を達成していくため、各主体が取り組むべき具体的な行動目標を定め、廃棄物等の発生抑制などに向けた取組を強化していくこととし、廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。</p> <p>いただいたご意見は、国会において審議・制定される法制度（容器包装リサイクル法）に対するご意見であることから、本計画の中に意見の趣旨を反映することは困難ですが、今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
---	--------------------------------	--	---

**「第2次山梨県廃棄物総合計画」(案)
 前回部会(素案)からの変更点について**

廃棄物部会における意見

No.	項目	意見の内容	考え方、対応
1	概要版、第2章 一般廃棄物の 現状と課題	一般廃棄物の排出量について「引き続き発生抑制の取組を推進することが必要」との記述だが、一人一日当たりの生活系ごみの排出量や事業系ごみの削減が全国平均と比べ遅れていることなどから、さらなる取組を推進する記述とすべき。	【修正加筆等意見反映】 概要版、第2章 p 20 3 (1) 発生抑制 「一人一日当たりの生活系ごみの排出量や、事業系ごみの削減が全国平均と比べ遅れているため、引き続き発生抑制に向けて一層取り組んでいくことが必要」と修正。

市町村、組合担当による提出意見

No.	項目	意見の内容	考え方、対応
2	第7章 不法投棄対策	河川管理者に対する不法投棄の防止策及び適正処理についての対策をお願いしたいと思います。	【修正加筆等意見反映】 第7章 不法投棄対策 p 94 (2) 不法投棄廃棄物の適正処理の推進 ①施策事業「不法投棄廃棄物の撤去・適正処理」の中で「不法投棄等の拡大防止、適正処理を図るため、(略)土地の所有者・管理者、市町村及び廃棄物対策連絡協議会と連携して早期撤去を実施する。」と修正。

第 2 次 山 梨 県 廃 棄 物 総 合 計 画 (素 案) の 概 要

第 1 章 計画の基本的事項

1 趣 旨

- ・ 廃棄物に係る諸課題の解決を図るため、山梨県廃棄物総合計画（H18 年度～H22 年度）に基づき、廃棄物の発生抑制や再生利用等のための取組を推進してきた。
- ・ H23 年度以降も引き続き取り組みを推進していくため、H22 年 12 月に改定された「国の基本方針」等を踏まえて、「第 2 次山梨県廃棄物総合計画」を策定する。

2 計画期間

- ・ H23 年度から H27 年度までの 5 年間

3 計画の位置づけ

- ・ 山梨県生活環境の保全に関する条例第 6 1 条に規定する「廃棄物総合計画」
- ・ 廃棄物処理法第 5 条の 5 に規定する「廃棄物処理計画」

第 2 章～第 4 章 廃棄物処理の現状と課題

○一般廃棄物

- ・ 排出量は H15 年度に対して H20 年度は 2 万 t（現計画における進捗率約 55%）減少しているが、発生抑制の取組を一層推進することが必要である。
- ・ 再生利用率は H20 年度 18.5% であり、全国平均約 20% を下回る状況にあるため、県民、事業者、行政の連携による再生利用の取組を一層進めていく必要がある。
- ・ 生活系ごみの一人一日当たりの排出量は、全国平均に比べ削減が遅れているため、分別や排出抑制の取組の一層の促進に向け、市町村における効果的な手法（ごみ処理有料化等）の導入を推進していく必要がある。
（H15 年度に対する H20 年度の減少率 山梨県：△4.1% 全国平均：△11.2%）
- ・ 削減が遅れている事業系ごみについては、県、市町村が協力し、事業者に対して排出抑制や再生利用への取組を効果的に働きかけていく必要がある。

○産業廃棄物

- ・ 排出量は H20 年度時点で既に現計画の目標を達成しており、削減が進んでいるが、産業廃棄物は、経済状況等の社会情勢に大きく影響を受けることから、継続して発生抑制に向けた取組を推進していく必要がある。
- ・ 再生利用しやすい製品づくりや再生処理物の利用拡大も必要である。

○不法投棄対策

- ・ 関係機関と連携し監視パトロール等を積極的に行ってきたが、不法投棄は依然として後を絶たない状況であり、今後特に廃家電等の不法投棄の増加が懸念される。
- ・ 引き続き、監視体制の強化や適正処理に向けた啓発など、不法投棄対策を推進していく必要がある。

○一般廃棄物の状況

項目	基準年度	実績	目標
	平成15年度	平成20年度	平成22年度
排出量	348 千トン	328 千トン	312 千トン
再生利用率	17 %	18.5 %	28 %
最終処分量	32 千トン	29 千トン	23 千トン
(最終処分率)	9 %	9 %	7 %

○産業廃棄物の状況

項目	基準年度	実績	目標
	平成15年度	平成20年度	平成22年度
排出量	2,000 千トン	1,841 千トン	2,302 千トン
再生利用率	50 %	50 %	40 %
最終処分量	247 千トン	144 千トン	161 千トン
(最終処分率)	12 %	8 %	7 %

第 5 章 計画の基本方針と目標

《基本方針》

- 廃棄物を巡る諸課題の解決に向け、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を目指す。
- 循環型社会の形成に向けた生活スタイルや事業スタイルへの転換により、発生抑制（リデュース）や再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）をより一層推進。
- 廃棄物の循環的利用や適正処理とともに、廃棄物処理における地球温暖化対策に配慮した取組を推進。

一般廃棄物に係る数値目標（平成 27 年度）

＜参考＞

	基準年度	目標年度	増減	国の基本方針	本県の場合
	平成20年度	平成27年度		平成19年度比	平成19年度比
排出量	328 千トン	293 千トン	△10.7%	約5%削減	約14%削減
再生利用率	18.5 %	25 %	+6.5ポイント	約25%に増加	約25%に増加
最終処分量	29 千トン	26 千トン	△10%	約22%削減	約13%削減
(最終処分率)	9 %	9 %	—	—	—

産業廃棄物に係る数値目標（平成 27 年度）

＜参考＞

	基準年度	目標年度	増減	国の基本方針	本県の場合
	平成20年度	平成27年度		平成19年度比	平成19年度比
排出量	1,841 千トン	1,764 千トン	△4.2%	増加を約1%に抑制	約7%削減
再生利用率	50 %	50 %	—	約53%に増加	約50%に増加
最終処分量	144 千トン	105 千トン	△27.1%	約12%削減	約45%削減
(最終処分率)	8 %	6 %	△2ポイント	—	—

＜参考＞自己処分される鉱業汚泥を除く場合(処理業者による最終処分量)

	基準年度	目標年度	増減
最終処分量	24 千トン	21 千トン	△10.5%

第 6 章 各主体の役割と主な取組（別記 1 参照）

目標達成に向けた県民、事業者、行政の行動目標を次のとおり定める。各主体はそれぞれの役割を再認識し、主体的に行動していくとともに相互に連携して取り組んでいく。

- 県民：1 人 1 日当たりに家庭から排出するごみの量 19%(118 g)削減 623 g (H20)→505g(H27)
- 事業者：事業系一般廃棄物排出量 9.1%削減 88 千 t (H20)→80 千 t (H27)
産業廃棄物排出量 各産業 12.7%削減 (上下水道業以外) 1,391 千 t (H20)→1,215 千 t (H27)
- 市町村：一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し
- 県：廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施

第 7 章 廃棄物の発生抑制等のための施策の推進（別記 2 参照）

○一般廃棄物

循環型社会の形成に向け、県民への啓発により取組を促進するとともに、廃棄物の削減、再生利用、温暖化防止対策、情報提供など市町村の取組を支援。

○産業廃棄物

排出事業者、廃棄物処理業者に対し一層の発生抑制等の取組や適正処理の推進を促すため、普及啓発や指導等を行うとともに、優良な処理業者を支援。

○不法投棄対策

不適正処理や不法投棄に対する監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと連携した広域的な取組を実施。

別記1 各主体の役割と主な取組

主体	行動目標	主な取組事項
県民	○ 1人1日あたりに家庭から排出するごみの量 623g(H20)→505g(H27) 118g(19%)削減	・マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減
		・過剰包装や不要な包装の辞退
		・かん、ビン、ペットボトル等のリサイクルの実施
		・マイはし、マイボトルの利用
事業者	○ 事業系一般廃棄物排出量 88千t(H20)→80千t(H27) 9.1%削減	・廃棄物が発生しにくい生産工程、製品等への改善
		・分別可能な製品開発・リサイクル資材の利用
		・レジ袋無料配付の中止や簡易包装の実施
	○ 産業廃棄物排出量 1,391千t(H20)→1,215千t(H27) 各産業12.7%削減(上下水道業以外)	・リターナルびんや資源ごみの店頭回収の実施
		・生ごみなど食品廃棄物の生ごみ処理機による減量処理
		・紙類、コピー用紙などの分別による資源化
市町村	○ 一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し	・ISO14001の取得やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入
		・住民、事業者のごみ発生抑制等の取組に対する意識向上を図るため、一般廃棄物の処理コスト等、効果的な情報提供を実施
		・リサイクルステーション等の増設、収集品目の追加等、住民が分別に取り組む機会の拡充等
		・分別の正しい知識を身につけてもらうため、広報等での周知や分別説明会の実施
県	○ 廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施	・ごみ処理有料化や事業系ごみの搬入検査等、効果的な手法の検討・導入
		・環境教育・環境学習の推進
		・市町村が実施するごみ減量化・リサイクル推進事業の支援
		・市町村への適正処理のための技術的支援
		・事業者による発生抑制の取組の支援
		・産業廃棄物の循環的利用の取組支援
不法投棄対策	不法投棄未然防止対策の推進	・不法投棄未然防止対策の推進
		・不法投棄廃棄物の適正処理の推進
		・不法投棄監視体制の構築・強化
		・不法投棄対策の広域連携

別記2 廃棄物の発生抑制等のための施策の推進

対象	目的	主な施策項目
一般廃棄物	発生抑制の推進	・やまなしエコライフ県民運動の推進
		・市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援
		・エネルギー教育の推進
		・事業系一般廃棄物の減量化の推進
		・市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援
		・グリーン購入の推進
	循環型利用の推進	・容器包装廃棄物の分別収集の促進
		・特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進
		・環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)
		・エネルギー教育の推進
	適正処理の推進	・やまなし環境マネジメントシステムの推進
		・市町村の一般廃棄物処理計画策定等の支援
・「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進		
・一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言		
産業廃棄物	発生抑制の推進	・国の交付金等を活用した施設整備等の支援
		・市町村の連携による広域的な一般廃棄物最終処分場の確保の推進
	循環的利用の促進	・多量排出事業者の廃棄物の減量化に係る取組の促進
		・環境マネジメントシステムの導入支援
	適正処理の推進	・建設副産物の有効利用の促進
		・家畜排せつ物の適正管理・利用の推進
不法投棄対策	不法投棄防止対策の推進	・産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進
		・産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化
		・PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進
		・農業用廃プラスチックの適正処理の推進
不法投棄対策	不法投棄防止対策の推進	・公共関与による廃棄物最終処分場の利用促進
		・不法投棄監視体制の構築・強化
		・不法投棄対策の広域連携
		・不法投棄廃棄物の撤去・適正処理
不法投棄対策	不法投棄防止対策の推進	・廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進